

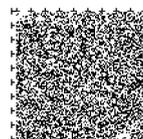
# 福祉の手引

【身体障がい・知的障がい・難病をお持ちの人に】

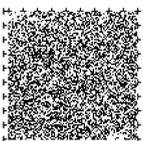


令和7年10月現在

富田林市福祉部障がい福祉課

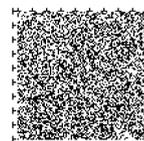


- ※ 発行日以後の制度改正については、広報等でお知らせします。
- ※ 行政手続きにおける押印見直しが進められており、手続きによっては自署などにより印鑑が不要となる場合があります。
- ※ この「福祉の手引き」には音声コードが記載されております。音声での表現は、記載内容やページと異なっています。

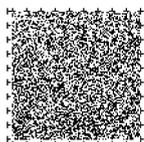


# もくじ

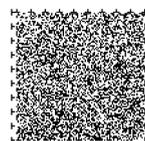
1. 手帳	
[1] 身体障がい者手帳	1
[2] 療育手帳	2
2. 医療・装具・日常生活用具等	
[1] 医療費の助成	3
[2] 後期高齢者医療制度への移行	4
[3] 障がい児（者）歯科診療	4
[4] 補装具の購入・修理・借受け	5
[5] 日常生活用具の給付	6～20
[6] 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	20
3. 手当・年金等	
[1] 在宅障がい者通所交通費補助	21
[2] 特別障がい者手当	22
[3] 障がい児福祉手当	23
[4] 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金	23
[5] 特別児童扶養手当	24
[6] 児童扶養手当	24
[7] 障がい厚生年金	24
[8] 障がい基礎年金	25
[9] 障がい手当金	25
[10] 外国人重度心身障がい者特別給付金	26
[11] 生活福祉資金	26
[12] 大阪府障がい者扶養共済制度	27
[13] 自動車事故対策機構による介護料の支給	28
4. 税の減免・割引・助成等	
[1] 自動車税（種別割）、自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免	29～30
[2] 軽自動車税（種別割）の減免	31
[3] その他税の軽減措置	31
[4] 新マル優制度の適用	31
[5] 旅客運賃等の割引	
①鉄道運賃の割引	32
②バス運賃の割引	32
③Osaka Metro・大阪シティバス運賃の割引	33
④タクシー運賃の割引	34
⑤航空運賃の割引	34
⑥船舶運賃の割引	34
⑦有料道路の通行料金の割引	35
[6] 映画館・演芸場の割引	36
[7] 府営公園の有料施設等使用料の減免	36



[ 8 ]	携帯電話基本料金の割引	3 6
[ 9 ]	NHK放送受信料の減免	3 7
[10]	点字郵便物の無料扱い等	3 7
[11]	重度障がい者タクシー料金補助	3 8
[12]	障がい者自動車運転免許取得金補助	3 8
[13]	身体障がい者自動車改造費補助	3 9
[14]	上下水道料金の軽減制度	3 9
[15]	重度障がい者等住宅改造費補助	4 0
<b>5. 日常生活の援助（介護・指導・訓練・社会活動）</b>		
[ 1 ]	介護給付・訓練等給付等	4 1～4 2
[ 2 ]	障がい児通所給付	4 3～4 4
[ 3 ]	地域活動支援センター	4 4
[ 4 ]	移動支援	4 4
[ 5 ]	日中一時支援	4 5
[ 6 ]	障がい児（者）ライフサポート推進	4 5
[ 7 ]	障がい者グループホーム移行支援	4 5
[ 8 ]	訪問入浴サービス	4 6
[ 9 ]	福祉事務所におけるファックス設置	4 6
[10]	手話通訳者・要約筆記者の派遣	4 6
[11]	大阪障がい者職業能力開発校	4 7
[12]	スポーツ施設の利用・参加等	4 8
[13]	リフトやスロープを配備した福祉タクシー	4 9
[14]	駐車禁止除外指定車標章の交付	5 0
[15]	大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付	5 1～5 2
[16]	郵便等による不在者投票制度	5 2
[17]	視覚障がい者用「府政だより」等の発行	5 3
[18]	視覚障がい者用「広報とんだばやし」の発行	5 3
[19]	対面朗読サービス	5 3
[20]	声の図書、点字図書等の発行・貸出	5 3
[21]	大活字図書の貸出	5 4
[22]	LLブックコーナー	5 4
[23]	その他、視覚障がい者のために	5 4
[24]	Net 119 緊急通報システム	5 5
[25]	字幕入りビデオライブラリー	5 5
[26]	その他、聴覚障がい者のために	5 5
[27]	車いすの貸出	5 6
[28]	障がい者の各種文化活動の場として	5 6
[29]	音声機能障がい者発声訓練教室	5 6
[30]	吃音教室	5 6
[31]	人工肛門、人工膀胱造設者のために	5 7
[32]	ヘルプマークの配布	5 7
[33]	福祉住宅への入居	5 8～5 9



[34]	障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」の利用について	6 0
[35]	電話リレーサービス	6 1
<b>6.</b>	<b>学校・就職等の相談・支援</b>	
[1]	支援学校・支援学級	6 2
[2]	支援学校・支援学級への就学奨励費の支給	6 2
[3]	富田林市支援学校就学扶助費の支給	6 2
[4]	就労支援センター	6 2
[5]	就職についての相談	6 3
[6]	就職、雇用促進のための援護制度	6 3
<b>7.</b>	<b>各種相談</b>	
[1]	障がい者相談支援	6 4
[2]	専門的な相談	
①	大阪府障がい者自立相談支援センター	6 5
②	大阪府富田林子ども家庭センター	6 5
③	大阪府富田林保健所	6 5
④	あいあいねっと	6 5
[3]	民生委員・児童委員への相談	6 5
[4]	身体障がい者相談員への相談	6 6
[5]	知的障がい者相談員への相談	6 6
[6]	ろうあ者福祉指導員の設置	6 6
[7]	避難行動要支援者名簿への登録	6 6
<b>8.</b>	<b>市の主な施設</b>	
		6 7
<b>9.</b>	<b>障がい別の諸制度概要表</b>	
		6 8



# 1. 手帳

## [1] 身体障がい者手帳

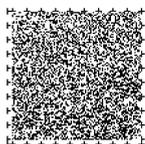
身体障がい者手帳は、身体の不自由な人に交付されるもので、障がいの程度により1級から6級までの区分があり、肢体不自由については、7級に該当する障がいが2つ以上重複するときは6級になります。手帳の交付を受けることができる障がいの範囲は、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語機能またはそしゃく機能・肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい)・心臓機能・じん臓機能・肝臓機能・呼吸器機能・ぼうこうまたは直腸機能・小腸機能・免疫機能の障がいです。

身体障がい者手帳の交付日から福祉の制度等を利用でき、障がいの内容及び障がいの程度(等級)によって、その適用範囲が異なります。

### 《手帳交付後の手続きについて》

手続きの種類		手続きの内容	手続きに必要なもの
再交付	等級変更 障がい名追加	※現在交付されている手帳の障がいの程度が変化し、等級が変わる可能性があるとき ※新たに別の障がいが生じたとき	・身体障がい者手帳 ・診断書 ・写真1枚(たて4cm、よこ3cm) ・診断書の領収書と預金通帳(診断書料は全額助成します) ・個人番号カード
	紛失 破損 写真貼替	※手帳を紛失したとき ※手帳が破損したとき ※年数を経て写真の貼り替えを希望するとき	・写真1枚(たて4cm、よこ3cm) ・身体障がい者手帳(紛失の場合を除く) ・個人番号カード
変更	転居 転出 氏名変更	※市内転居したとき ※(注意)市外転出するときは転出先の福祉事務所で必ず転入手続きをしてください。 ※氏名が変更になったとき	・身体障がい者手帳 ・個人番号カード
返還	死亡等	※死亡したとき、障がいに該当しなくなったとき等	・身体障がい者手帳 ・個人番号カード(死亡したとき以外) ・その他の福祉制度にかかる物

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 192・193)



## [2] 療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある人に交付されるもので、障がいの程度によってA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。

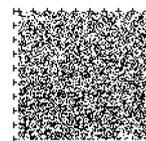
療育手帳の交付日から福祉の制度等を利用でき、その内容は障がいの程度(判定)によって、適用範囲が異なります。

なお、療育手帳は数年毎に更新の手続きが必要です。更新時期を過ぎると福祉制度の受給が保留されたり、停止されたりする場合がありますので、ご注意ください。

### 《手帳交付後の手続きについて》

手続きの種類	手続きの内容	手続きに必要なもの
更新	※療育手帳は数年毎に判定を行い、障がいの程度の見直しを行います。 ※「次の判定年月」の約2ヶ月前に手続きをしてください。	・療育手帳 ・写真1枚(たて4cm、よこ3cm) ・個人番号カード
再交付	※手帳を紛失したとき ※手帳が破損したとき	・療育手帳(紛失の場合を除く) ・写真1枚(たて4cm、よこ3cm)
記載事項変更	※氏名が変更になったとき ※市内転居したとき (注意)市外転出するときは転出先の福祉事務所で必ず転入手続きをしてください。	・療育手帳

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 Tel 0721-25-1000 (内線 434・435)

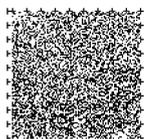


## 2. 医療・装具・日常生活用具等

### [1] 医療費の助成

医療	対象者	内容	必要なもの	申請窓口
重度障がい者医療	<p>◎身体障がい者手帳の等級が1級・2級の人</p> <p>◎療育手帳の判定がAの人</p> <p>◎療育手帳の判定がB1で、身体障がい者手帳の等級が3級～6級の人</p> <p>◎精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級の人</p> <p>◎指定難病（特定疾患）受給者証が交付されており、障がい年金（特別児童扶養手当）1級に該当する人</p> <p>※所得制限があります。</p>	<p>保険給付分医療費の自己負担の一部を公費で負担します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> <li>・資格確認書等</li> </ul>	<p>市役所 保険年金課 福祉医療係 TEL 0721-25-1000 (内線 163・164)</p>
自立支援医療（更生医療）	<p>◎身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするために医療の必要な、身体障がい者手帳を交付された18歳以上の人</p>	<p>指定更生医療機関で医療給付を受けていただけます。</p> <p>ただし、対象となる医療に関する医療費の1割を自己負担していただきますが、世帯の所得状況等に応じて、1ヶ月の負担上限額が定められます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳</li> <li>・資格確認書等</li> <li>・意見書</li> <li>・費用明細表</li> <li>・個人番号カード</li> </ul>	<p>市役所 障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 192・193)</p>
自立支援医療（育成医療）	<p>◎身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするために医療の必要な、18歳未満の人</p>	<p>指定育成医療機関で医療給付を受けていただけます。</p> <p>ただし、対象となる医療に関する医療費の1割を自己負担していただきますが、世帯の所得状況等に応じて、1ヶ月の負担上限額が定められます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認書等</li> <li>・意見書</li> <li>・個人番号カード</li> </ul>	<p>市役所 障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 192・193)</p>

※自立支援医療（更生医療）については、指定医療機関の意見書・費用明細表が（大阪府判定を経て、支給決定を行います。）、自立支援医療（育成医療）については、指定育成医療機関の意見書が必要です。



## [2] 後期高齢者医療制度への移行

65歳以上から74歳以下で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度を選択できます。一定の障がいとは、以下に該当する場合です。

1. 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの人
2. 身体障害者手帳4級をお持ちの人で、次のいずれかに該当する人
  - ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい
  - ・両下肢すべての指を欠くもの ・1下肢の著しい障がい
  - ・1下肢を下腿の2分の1以上欠くもの
3. 療育手帳Aをお持ちの人
4. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの人
5. 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの人

障害認定により後期高齢者医療に加入する場合と、現在加入している健康保険に残る場合との違いは、次のとおりです。

### 【後期高齢者医療制度に加入した場合】

- ・所得に応じて1割負担もしくは2割負担
- ・現役並み所得者・・・3割負担

### 【後期高齢者医療制度に未加入の場合】

- 65歳から69歳までの人 3割負担
- 70歳から74歳までの人 課税所得145万円以下 2割負担  
現役並み所得者・・・3割負担

◇問い合わせ先 市役所保険年金課福祉医療係 TEL 0721-25-1000（内線158・159）

## [3] 障がい児（者）歯科診療

南河内の8市町村では、6歯科医師会（富田林・松原市・藤井寺市・羽曳野市・河内長野市・狭山美原各歯科医師会）の協力で、心身などに障がいがあり、地域の歯科診療所で、診察が困難な人の歯科治療、口腔衛生指導などの診療を実施しています。

◇診療日時 毎週木曜日（祝日及び年末年始を除く）午後1時～5時

◇診療場所 河内長野市立休日急病診療所 TEL 0721-55-0300

◇申し込み・問い合わせ先

祝日及び年末年始を除く月～金曜日、午前9時～午後5時に、河内長野市立保健センター（TEL0721-55-0301）へ

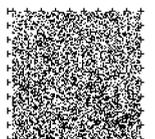
また、市内の下記施設においても障がい児（者）歯科診療を実施しています。

◇診療日時 月曜、火曜、水曜、金曜 第1・3・5土曜

午前9時30分～午後4時 ※診療は予約制

◇診療場所 四天王寺和らぎ苑

◇問い合わせ先 四天王寺和らぎ苑 TEL 0721-29-0836 FAX 0721-29-3916



## [4] 補装具の購入・修理・借受け

身体障がい者や難病患者の身体の障がいを補うため、補装具費の支給を行い、補装具の購入、修理、または借受けができます。

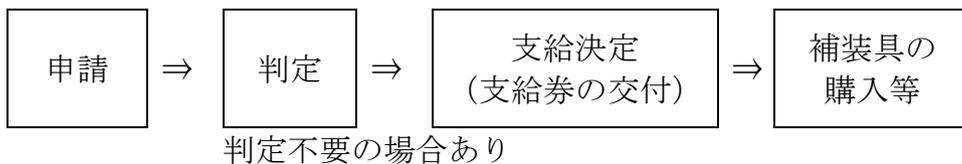
支給は種目別に基準額が定められており、この範囲内で助成します。

### ◇種 目

障がい区分	補装具の種目
肢体不自由	義肢(義手・義足)・装具・姿勢保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ等(一本つえ除く)
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器
重度の両上下肢及び音声言語機能障がい者	重度障がい者用意思伝達装置

◇申請手続 申請の際は、身体障がい者手帳・補装具の見積書・個人番号カードが必要です。その他、補装具の種目によっては、医師の意見書や大阪府障がい者自立相談支援センターの判定(児童の場合は、指定育成医療機関の意見書)等が必要な場合があります。

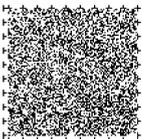
(注意) 自分で購入・修理・借受けする前に必ず、障がい福祉課へ申請してください。既に購入・修理・借受けしてからでは支給の対象になりませんのでご注意ください。



◇費用 原則として、補装具の費用の1割を負担していただきます。補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の基準額を超える部分については全額自己負担となります。(基準額は厚生労働省告示により定められています。)

ただし、世帯の所得状況等に応じて、1ヶ月の負担上限額が定められます。

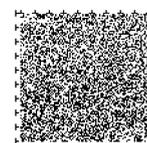
◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000(内線 194・195)



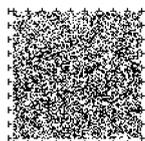
## [5] 日常生活用具の給付

身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者・難病患者が日常生活を円滑に行うため、障がいの種類及び程度に応じて日常生活用具が給付または貸与されます。費用は日常生活用具の種目別に基準額が定められており、この範囲内で助成します。

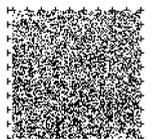
区別	種目	性能	対象者	備考	
	(耐用年数)				
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (8年)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	身体障がい者手帳に下肢または体幹に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者		
			寝たきりの状態にある難病患者		
	特殊マット (5年)	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	身体障がい者手帳に下肢または体幹機能に係る障がい程度が1級と記載されている者。児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障がい者手帳の交付を受けた児童であって、障がいの程度が1級または2級と記載されていて原則として3歳以上の者		3歳以上。常時介護を要する者に限る
			寝たきりの状態にある難病患者		



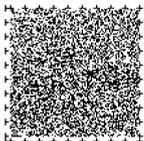
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
介護・訓練支援用具	特殊尿器 (5年)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者または介助者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳の交付を受けた下肢または体幹機能に係る障がい程度が1級と記載されている常時介護を要する者・児童 自力で排尿できない難病患者	学齢児以上。
	入浴担架 (5年)	障がい者・児童を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	身体障がい者手帳に下肢または体幹に係る障がい程度が1級または2級と記載されている入浴にあたって家族等他人の介助を要する者・児童	3歳以上。
	体位変換器 (5年)	障がい者・児童または介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に下肢または体幹に係る障がい程度が1級または2級と記載されている常時介護を要する者・児童	学齢児以上。
			寝たきりの状態にある難病患者	
	移動用リフト (4年)	介助者が重度身体障がい者・児童を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（ただし、天井型その他住宅改造を伴うものを除く）	身体障がい者手帳の下肢または体幹に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童 下肢または体幹機能に障がいのある難病患者	原則3歳以上
訓練いす (児童のみ) (5年)	原則として付属のテーブルをつける	身体障がい者手帳の交付を受けた児童であって、下肢または体幹機能に係る障がい程度が1級または2級と記載されている児童	3歳以上	



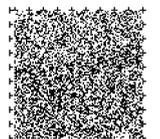
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド（児童のみ） （8年）	腕または脚等の訓練ができる器具を備えたもの。	身体障がい者手帳の交付を受けた児童であって、下肢または体幹機能に係る障がい程度が1級または2級と記載されている児童	原則として学齢児以上
			下肢または体幹機能に障がいのある難病患者	
自立生活支援用具	入浴補助用具 （8年）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者・児または介助者が容易に使用し得るもの。設置にあたり住宅改修を伴うものは除く	身体障がい者手帳に下肢または体幹機能に係る障がい記載されているものであって、入浴に介助を要する者・児童	原則3歳以上
			入浴に介助を要する難病患者	
	便器 （8年）	障がい者が容易に使用し得るもの（手すり付きのもの）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	身体障がい者手帳に下肢または体幹機能に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童	学齢児以上
			常時介助を要する難病患者	
	移動・移乗支援用具 （8年）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア、障がい者・児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く	身体障がい者手帳に平衡機能または下肢もしくは体幹機能に係る障がい記載されているものであって、家庭内の移動において介助を必要とする者・児童	原則3歳以上
			下肢が不自由な難病患者	



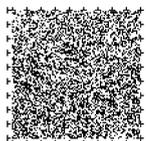
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
自立生活支援用具	頭部保護帽 (3年)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	身体障がい者手帳に平衡機能または下肢もしくは体幹機能に係る障がい記載されている者・児。児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度であるもので、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの。精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度が1級と記載されている者	
	特殊便器 (8年)	足踏ペダル等にて温水・温風を出し得るもの。及び知的障がい児・者を介護しているものが容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く	身体障がい者手帳に上肢に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者。児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者・児童	学齢児以上
			上肢機能に障がいのある難病患者	
T字状・棒状の杖 (3年)	歩行時に身体を支え安定することのできるもの	身体障がい者手帳に平衡機能または体幹機能に係る障がい記載されているものであって、歩行に補助を必要とする者・児童		



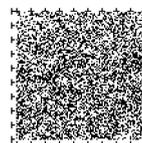
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
自立生活支援用具	火災警報器 (8年)	室内火災を煙または熱により感知し音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体障がい者手帳に障がい程度が1級または2級と記載されている者。児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度であるもの及び身体障がい者手帳の交付を受けた児童で、障がい程度が1級または2級のもの。精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度が1級と記載されている者	火災発生 の感知及 び避難が 著しく困 難な障が い者のみ の世帯及 びこれに 準ずる世 帯
			火災発生 の感知及 び避難が 著しく困 難な難病 患者等 のみ の世帯及 びこれに 準ずる世 帯	
自立生活支援用具	自動消火器 (8年)	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	身体障がい者手帳に障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童。児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度であるもの及び精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度が1級と記載されている者	火災発生 の感知及 び避難が 著しく困 難な障が い者のみ の世帯及 びこれに 準ずる世 帯
			火災発生 の感知及 び避難が 著しく困 難な難病 患者等 のみ の世帯及 びこれに 準ずる世 帯	



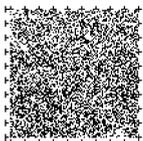
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
自立生活支援用具	電磁調理器 (6年)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。知的障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者。児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度である者	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯とする
	歩行時間延長信号機用小型送信機 (10年)	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童	学齢児以上
	聴覚障がい者用屋内信号装置 (10年)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	身体障がい者手帳に聴覚に係る障がいの程度が1級または2級と記載されている者(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、屋内信号灯含む)	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯
在宅療養等支援用具	透析液加温器 (5年)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	身体障がい者手帳にじん臓機能に係る障がい程度が1級または3級と記載されている者・児童。自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	原則3歳以上



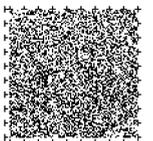
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器) (5年)	障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に呼吸器機能に係る障がい程度が1級または3級と記載されている者・児または同程度の身体障がい者・児であつて必要と認められる者 呼吸器機能に障がいのある難病患者	原則として学齢児以上のもの
	電気式たん吸引器 (5年)	障がい者・児が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に呼吸器機能に係る障がい程度が1級または3級と記載されている者・児童または同程度の身体障がいがあり、必要と認められる者 呼吸器機能に障がいのある難病患者	原則として学齢児以上のもの
	酸素ボンベ運搬車 (10年)	障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳の交付を受けた医療保険における在宅酸素療法を行う者	
	視覚障がい者用体温計 (音声式) (5年)	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童	学齢児以上。視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	視覚障がい者用体重計 (5年)	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童	学齢児以上。視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯



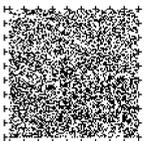
	視覚障がい者用血圧計 (音声式) (5年)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者	原則18歳以上
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
在宅療養等支援用具	人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー(充電器、インバータ含む) (1回限り・外部バッテリーについては6年)	介助者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に呼吸器に係る障がい記載されており、在宅で人工呼吸器を使用している者・児童	在宅で人工呼吸器を使用する事が可能な程度に症状が安定していると医師に判断された者
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) (5年)	呼吸器状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者・児、難病患者等が容易に使用し得るもの	身体障害者手帳に呼吸器に係る障がい記載されており、在宅で人工呼吸器を使用している者・児童 在宅で人工呼吸器を使用している難病患者	在宅で人工呼吸器を使用する事が可能な程度に症状が安定していると医師に判断された者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 (5年)	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障がい者・児が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳の交付を受けた音声言語機能もしくは言語機能障がい者または肢体不自由であつて、発声・発語に著しい障がい有する者・児童	原則として学齢児以上
	情報・通信支援用具(ソフト3年・周辺機器5年)	視覚障がい者用音声ソフトや肢体不自由者用マウスなどパーソナルコンピュータと接続して使用し得るもの	身体障がい者手帳に上肢機能または視覚に係る障がい記載されている者・児童	



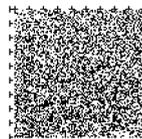
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ (6年)	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	身体障がい者手帳を所持している視覚障がい者及び聴覚障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって必要と認められる者	
	点字器 (標準型7年・携帯用5年)	点字を打つための用具で障がい者・児が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい記載されている者・児童	点筆を含むものであること
	点字タイプライター (5年)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童	本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる者・児に限る
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (6年)	声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式に記録された図書の再生が可能なもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者	



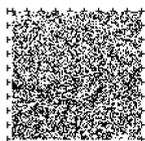
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用活字文章読み上げ装置 (6年)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳の交付を受けたものであって、視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者	原則として学齢児以上
	視覚障がい者用拡大読書器(暗所視支援眼鏡を含む) (8年)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	身体障がい者手帳に視覚障がいに係る障がい記載されているものであって、本装置により文字等を読むことが可能になる者・児童 暗所視支援眼鏡にあっては網膜色素変性症等の疾患により、視野狭窄、夜盲症等の症状のある者であって、使用の効果が見込めると医師に判断された者・児童	原則として学齢児以上
	視覚障がい者用時計(触読式/音声式) (10年)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者	音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする



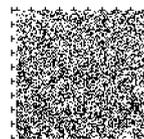
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
情報・意思疎通支援用具	聴覚障がい者用通信装置 (5年)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障がい者が容易に使用できるもの	身体障がい者手帳を所持している聴覚障がい者または、発声・発語に著しい障がいをもつコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者・児童	原則として学齢児以上
	音声ICタグレコーダー (6年)	事前に知りたい物に付属のシールを貼り付け、内容を音声で登録し、シールに本体を近づけ読み取りができるもの	身体障がい者手帳の交付を受けたものであって、視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている者・児童	原則3歳以上
	聴覚障がい者用情報受信装置 (6年)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	身体障がい者手帳に聴覚に係る障がい記載されている者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者・児童	



区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
情報・意思疎通支援用具	人工咽頭 (笛式4年、 電動式5年)	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具  笛式：気管孔からの呼気で笛（ゴム弁）をふるわせ、その音を口内に導いて共鳴させ会話をする装置。  電気式：電氣的に作られた振動音をのどに当てて空気の振動として伝えて会話をする装置	喉咽頭摘出の記載のある身体障がい者手帳を交付された者・児童	
	人工鼻	気管孔に取り付けることで、声帯の代わりとなり、シャント発声を可能とするもの（本体及び本体の装着に必要な用具及び着脱に必要な皮膚保護剤、接着剤、剥離剤）	身体障がい者手帳に喉頭摘出が記載されている者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用し、用具の使用によりシャント発声が可能となる者	医療保険の対象となる場合は給付対象外
	点字図書	点字により作成された図書（点字毎日以外の月刊や週刊で発行される雑誌等を除く）	身体障がい者手帳の交付を受けた視覚障がい者であって主に、情報の入手を点字によっている者	
	大活字図書	大活字により作成された図書	身体障がい者手帳の交付を受けた視覚障がい者であって、大活字による文字が読める者	学齡児以上



区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
排せつ管理支援用具	紙おむつ (紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	ストーマ装具に代えて支給するもの	身体障がい者手帳の交付を受けた次のいずれかに該当する者・児童 ア、治療によって軽快する見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 イ、脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とする者	3歳以上
	ストーマ装具 (尿路系)	ストーマ用品（皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着等のために使用する用品を含む）	身体障がい者手帳に膀胱に係る障がい記載されているもので、腹部に人工膀胱を造設した者	
	ストーマ装具 (消化器系)	ストーマ用品（皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着等のために使用する用品を含む）、洗腸用品	身体障がい者手帳に直腸に係る障がい記載されているもので、腹部に人工肛門を造設した者	



	収尿器 (1年)	採尿器と蓄尿袋で構成され身体に固定して尿を溜めておく用具(普通型、簡易型)	身体障がい者手帳の交付を受けた排尿障がい(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者。主に脊髄損傷等	女性用簡易型は採尿袋20枚を1組とする
区別	種目	性能	対象者	備考
	(耐用年数)			
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (給付は原則1回)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	身体障がい者手帳を所持している下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障害に限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢に係る障がい2級以上の者)	
			下肢または体幹に障がいのある難病患者	

※対象者について、『児童』とは18歳未満、『者』とは18歳以上をさします。

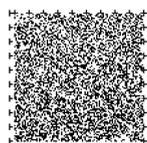
※脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じて取り扱うものとします。

※対象者欄の難病患者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる特殊の疾病があり、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される市内に居住する人です。

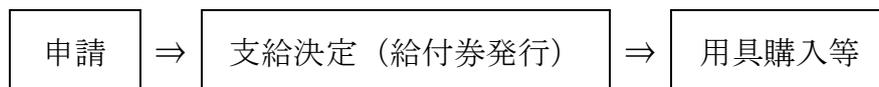
※対象種目によっては耐用年数があり、以前給付を受けた種目は原則として、その年数以内は再給付できません。

◇申請手続 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳・個人番号カードが必要です。その他、見積書・医師の意見書等が必要な場合があります。

難病患者は医師の診断書が必要です。その他、見積書等が必要な場合があります。



(注意) 自分で購入する前に必ず、市役所障がい福祉課へ申請してください。既に購入してからは給付の対象になりませんのでご注意ください。



◇費用 対象種目別に基準額が定められており、市民税課税世帯はその基準額を上限とした購入額の10分の1の金額を負担する必要があります。なお市民税非課税世帯は負担額が無料となります。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 194・195)

## [ 6 ] 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童が日常生活を円滑に行うため、次の日常生活用具が給付されます。

◇種目 便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)・ネブライザー・ストーマ装具(消化器系)・ストーマ装具(尿路系)・人工鼻

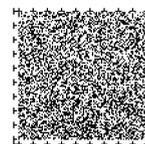
◇対象者 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される小児慢性特定疾病児童であって、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の対象とはならない者

◇費用 対象種目別に基準額が定められており、この範囲内で助成します。ただし、生計中心者の前年度の市民税所得割額に応じて、費用の一部または全部を負担していただく場合があります。

◇申請手続 小児慢性特定疾病医療受給者証が必要です。その他、見積書等が必要な場合があります。

(注意) 自分で購入する前に必ず、市役所障がい福祉課へ申請してください。既に購入してからは給付の対象になりませんのでご注意ください。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000(内線 194・195)



### 3. 手当・年金等

#### [1] 在宅障がい者通所交通費補助

障がい者支援施設に通所している在宅の障がい者に対し、障がい者の負担を軽減するとともに障がい者の福祉の増進を図るため、その通所に要する交通費の一部を補助します。

◇対象者 本市で支給決定を受けて、公共交通機関により障がい者支援施設等に通所している人

(注意) ただし、生活保護法により交通費と同等の扶助を受けることができる人、障がい者旅客運賃割引制度により2分の1の割引が適用されている人は、この対象になりません。

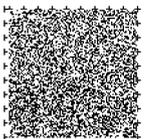
◇申請手続 定期券の写し・手帳をご持参のうえ、市役所障がい福祉課まで申請してください。

※ゆうちょ銀行への振込には、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要となります。

◇補助額 実交通費の2分の1までの額

◇支給時期 請求書提出月は4月・7月・10月・1月で各請求月より1ヶ月後の振り込みとなります。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000(内線 194・195)



## [2] 特別障がい者手当

身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人に、特別障がい者手当が支給されます。

◇対象者 身体障がい、知的障がいまたは精神の障がいの程度が重度で、かつ異なる障がい重複しており、日常生活での動作及び行動が著しく困難であり常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人

(注意) ただし、受給資格者またはその配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるときは支給停止となります。また、社会福祉施設に入所されたとき、あるいは病院・診療所に3ヶ月を超えて入院された場合は受給資格がなくなります。

◇申請手続 特別障がい者手当認定請求書に必要書類を添えて、市役所障がい福祉課に申請してください。

◇手当額 月額 29,590円(令和7年4月分より)

◇支給時期 毎年2月・5月・8月・11月

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000(内線 194・195)



### [ 3 ] 障がい児福祉手当

身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人に、障がい児福祉手当が支給されます。

◇対象者 身体障がい、知的障がいまたは精神の障がいの程度が最重度で、日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である在宅の20歳未満の人

(注意) ただし、受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるときは支給停止となります。また、社会福祉施設等に入所された場合、及び障がいを支給事由とする公的年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。

◇申請手続 障がい児福祉手当認定請求書に必要書類を添えて、市役所障がい福祉課に申請してください。

◇手当額 月額 16,100円(令和7年4月分より)

◇支給時期 毎年2月・5月・8月・11月

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000(内線194・195)

### [ 4 ] 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金

重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せもつ障がい者(児)の介護者(父母等)に給付金が支給されます。

◇対象者 重度の身体障がい(身体障がい者手帳1級・2級)と認定され、かつ重度の知的障がい(療育手帳A判定)と判定を受けた人

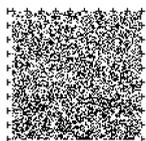
(注意) ただし、当該障がい者・児が社会福祉施設に入所している場合、病院に3ヶ月を超えて入院しているとき(付き添いが必要な病院を除く。)、特別障がい者手当を受給している場合には支給されません。

◇申請手続 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金認定申請書に添付書類が必要です。

◇手当額 月額 10,000円

◇支給時期 毎年1月・4月・7月・10月

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000(内線192・193)



## [5] 特別児童扶養手当

20歳未満で、障がいのため日常生活において常時介護を必要とする児童を監護している父母、養育者が受給できます。ただし、対象児童が障がいを支給理由とする公的年金を受けられることができるときや、児童福祉施設などに入所しているときなどは、受給できない場合があります。また、所得による支給制限があります。

いずれも、受給の対象になっていると思われる人は、お問い合わせください。  
なお、新規の申請は随時受け付けています。

◇問い合わせ先 市役所こども政策課給付支援係 TEL 0721-25-1000(内線205)

## [6] 児童扶養手当

離婚などにより父または母がいない世帯や、父または母が重度の障がいの世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父または母、または養育者が受給できます。受給者または対象児童が公的年金や遺族補償を受けられる場合でも受給できることがありますので、お問い合わせください。

ただし、対象児童が児童施設などに入所しているときなどは受給できないこともあります。また、所得による支給制限があります。

◇問い合わせ先 市役所こども政策課給付支援係 TEL 0721-25-1000(内線203)

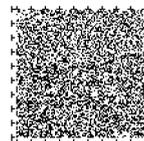
## [7] 障がい厚生年金

下記の①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 初診日が厚生年金の被保険者期間にあること
- ② 保険料納付要件を満たしていること
- ③ 障がい認定日に障がい等級1級から3級に該当していること

(注意) 上記の障がい等級は障がい者手帳の等級等とは一致しません。

◇問い合わせ先 天王寺年金事務所 TEL 06-6772-7531



## [ 8 ] 障がい基礎年金

下記の①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 初診日が次のいずれかの期間にあること
  - ・国民年金の加入期間
  - ・20歳前で年金制度に加入していない期間
  - ・国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- ② 保険料納付要件（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合、納付要件は不要）を満たしていること
- ③ 障がい認定日に障がい等級1級または2級に該当していること

(注意) 上記の障がい等級は障がい者手帳の等級等とは一致しません。

(用語の説明)

初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日

障がい認定日：障がいの状態を定める日のことで、初診日から1年6ヶ月を過ぎた日または、1年6ヶ月以内にその病気やけがが治った場合はその日

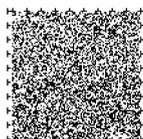
◇問い合わせ先

市役所保険年金課国民年金係 (Tel 0721-25-1000 内線 153・154)  
天王寺年金事務所 Tel 06-6772-7531

## [ 9 ] 障がい手当金

初診日において、被保険者要件と納付要件を満たしているが、初診日から5年以内に治っており、障がい厚生年金（1級から3級）に該当しないが一定障がいの状態である場合に、一時金として障がい手当金を受け取ることができます。

◇問い合わせ先 天王寺年金事務所 Tel 06-6772-7531



## [10] 外国人重度心身障がい者特別給付金

年金制度上の理由により、年金を受給できない外国人重度障がい者に対し、重度心身障がい者特別給付金を支給します。(対象者は大阪府、富田林市の両制度を受給できます。)

- ◇対象者 次のすべての要件に該当する人
- ・昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人または外国人であった人
  - ・昭和57年1月1日前に重度の身体障がい（身体障がい者手帳1級・2級）と認定、または重度の知的障がい（療育手帳A判定）と判定を受け、手帳を取得した人、または同日以後の手帳取得であるが、その障がい発生原因の初診日が同日前である人
  - ・昭和57年1月1日現在、日本国内で居住地登録していた人
  - ・障がい基礎年金等の受給資格がない人

- ◇支給制限 次のいずれかに該当する場合は支給されません。
- ・年額24万円以上の公的年金を受給している場合
  - ・生活保護を受給している場合
  - ・一定以上の所得がある場合

- ◇支給額 年額240,000円（ただし、24万円未満の公的年金を受給している場合は24万円から当該年金の額を控除した額）

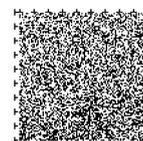
- ◇申請手続 身体障がい者手帳または療育手帳をご持参のうえ、市役所障がい福祉課へ申請してください。

※その他、府制度と市制度で若干の違いがありますので、詳細につきましては市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線192・193）までお問い合わせください。

## [11] 生活福祉資金

低所得者、手帳を所持する障がい者または高齢者の属する世帯の人を対象とし、定められた項目に当てはまる人に対して、資金の貸付を行う制度です。

※当貸付制度利用については必要な要件がございますので、詳細につきましては富田林市社会福祉協議会 TEL 0721-25-8200 までお問い合わせください。



## [12] 大阪府障がい者扶養共済制度

身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）の将来について、保護者が持たれる不安を軽くするため、一定額の掛金を納めることにより、加入している保護者が死亡、または身体に著しい障がいを有することとなった場合、障がい者（児）に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。

◇対象者 ① 1～3級の身体障がい者（児）  
② 知的障がい者（児）  
③ 精神または身体に永続的な障がいを有し、①または②と同程度の障がいと認められる人

◇加入者 ①②③の保護者で特別の病気がない65歳未満の人

◇申請手続 加入等申込書及び加入者と障がい者の住民票の写し、加入申込者告知書、障がい者の障がい証明書、年金管理者指定届書が必要です。

◇掛金 加入者の年齢に応じて掛金が変わります。  
(2口まで加入できます。)

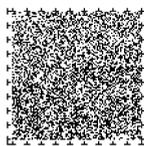
《例》 1口加入の場合

加入した時の年齢	1ヶ月分の掛金
加入した時の年齢が34歳以下の場合	9,300円
加入した時の年齢が35～39歳の場合	11,400円
加入した時の年齢が40～44歳の場合	14,300円
加入した時の年齢が45～49歳の場合	17,300円
加入した時の年齢が50～54歳の場合	18,800円
加入した時の年齢が55～59歳の場合	20,700円
加入した時の年齢が60～64歳の場合	23,300円

※年齢は4月1日における満年齢で計算します。

◇年金額 1口加入の場合 月額 20,000円  
2口加入の場合 月額 40,000円

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 192・193)



## [13] 自動車事故対策機構による介護料の支給

自動車事故を原因として、「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）」から介護料が支給されます。

### ◇支給対象となる費用

介護サービス料、介護用品の購入等

### ◇支給制限

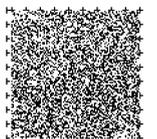
①次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。

- ・NASVA療護施設等に入院している方
- ・他法令に基づく施設に入所している方
- ・他法令による介護料相当の給付を受けている方 等

②主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1,000万円を超えると認められるときは支給の対象になりません。

※支給対象になる方など、詳細につきましては「独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）」までお問い合わせください。

◇問い合わせ先 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所  
TEL 06-6942-2804



## 4. 税の減免・割引・助成等

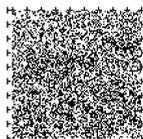
### [1] 自動車税（種別割）、自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免

一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の人が日常生活を営むうえで不可欠な自動車について、自動車税（種別割）、自動車税（軽自動車税）環境性能割が減免されます。

軽度の障がいに該当する身体障がい者（18歳未満の場合を除く）については、自らが所有する自動車を自ら運転する場合のみ。

◇減免を受けることができる人

区分		軽度以外の障がい (重度の障がい)	軽度の障がい
身体障がい者	下肢不自由	1～3級	4～6級
	体幹不自由	1～3級	5級
	上肢不自由	1～3級	4～6級
	脳原性運動機能障がい	1～4級	5・6級
	視覚障がい	1～4級	5・6級
	聴覚障がい	2～4級	6級
	平衡機能障がい	3級	5級
	心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい	1～3級	4級
	音声・言語、そしゃく機能の障がい	3・4級	—
知的障がい者	すべての知的障がい者		
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受け、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている人		



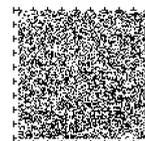
◇減免を受けることができる自動車

身体障がい者等の状況	所有（取得）者	運転者	使用目的
18歳以上の軽度の身体障がい者	身体障がい者本人	身体障がい者本人	特に問いません
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満の身体障がい者</li> <li>・ 18歳以上の軽度以外の身体障がい者</li> <li>・ 知的障がい者</li> <li>・ 精神障がい者</li> </ul>	身体障がい者等本人または生計を一にする人	身体障がい者等本人、生計を一にする人	身体障がい者等が専ら自動車を日常の生活手段として事業、通勤、通学（通園）、通院等のために使用する。（本人運転の場合は特に問いません。）
	身体障がい者本人（単身世帯）	身体障がい者等を常時介護する人	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用自動車（白ナンバー）に限ります。 生計を一にする方が運転する自動車については、車種・構造等が専ら身体障がい者等のための利用に適したものに限りません。（例えば、バス・トラック等は減免されない場合があります。）</li> <li>・ 減免される自動車は、軽自動車を含めて、1人の障がい者について1台に限ります。現在すでに減免を受けている人が、新たな自動車及び軽自動車について減免を受けようとする場合は、すでに減免されている自動車または軽自動車について廃車または譲渡がなされていなければなりません。</li> </ul>			

- ◇申請手続
- 既に自動車を所有されている人は、税の納期限（5月31日）までに減免申請を行ってください。（初めて手帳を取得された人で、減免事由に該当する人は、60日以内に減免申請を行ってください。）
- 新たに自動車を取得される人は、登録時に減免申請を行ってください。
- なお、自動車税（種別割）及び自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免額については、限度額があります。

◇申請及び問い合わせ先

- 自動車税（種別割） ⇒ 大阪府南河内府税事務所  
富田林市寿町 2-6-1 TEL 0721-25-1131
- 自動車税環境性能割 ⇒ 大阪府大阪自動車税事務所和泉分室  
和泉市上代町 TEL 0725-41-1327
- 軽自動車税環境性能割 ⇒ 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所内  
軽自動車税環境性能割担当  
和泉市伏屋町 1-13-3 TEL 050-3816-1842



## [ 2 ] 軽自動車税（種別割）の減免

一定の要件に該当する身体障がい・知的障がい及び精神障がい等の人が日常生活を営むうえで不可欠な軽自動車等について、軽自動車税が減免されます。

◇対象者 身体障がい・知的障がい・精神障がい等の人で軽自動車（原動機付自転車を含む。）の所有者です。また、所有者は手帳所持者の同一世帯の人でもかまいません。

ただし、減免が適用されるのは1人の対象者に対し1台で、既に減免されている場合は適用されません。

◇申請手続 既に軽自動車を所有されている人は、毎年軽自動車税（種別割）の納期限までに減免申請を行ってください。

◇提出していただく書類等

障がい者手帳、運転免許証、納税通知書、個人番号カード

◇申請先及び問い合わせ先

市役所課税課 総務係 TEL 0721-25-1000（内線 110）

## [ 3 ] その他税の軽減措置

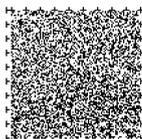
税の種類により、身体障がい者、知的障がい者またはその障がい者と生計を一にされている人に、所得税等の軽減措置が適用されます。

担当所管が異なりますので、詳細につきましては下記へお問い合わせください。

税の種類	問い合わせ先
市民税	市役所課税課 市民税係 TEL 0721-25-1000（内線 111・112）
所得税、相続税、贈与税等	富田林税務署 TEL 0721-24-3281

## [ 4 ] 新マル優制度の適用

障がい者に新マル優制度（少額貯蓄非課税制度・少額公債非課税制度）が適用されます。それぞれ元本350万円までで、利子等が非課税になります。詳しくは、取引金融機関へお問い合わせください。



## [5] 旅客運賃等の割引

身体障がい者・知的障がい者本人または、その家族が同乗し交通機関を利用される場合、負担の軽減のため乗車券等の割引があります。

※第1種・第2種の区分があります。区分は身体障がい者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載によります。

※各鉄道会社・バス会社によって、対象者、利用方法に若干の違いがあります。詳細につきましてはご利用の際にご確認下さい。

### ①JR 運賃の割引 (Osaka Metro については 33 ページ)

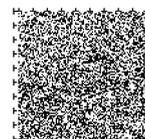
身体障がい者手帳または療育手帳を提示し、乗車券を購入してください。

乗車の形態	割引の対象	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	身体障がい者手帳または知的障がい者手帳をお持ちの人	・普通乗車券 (片道 100 キロを超えるとき)	5 割
障がい者本人が介護者とともに乗車する場合 (介護者は 1 名まで)	上記の手帳をお持ちの人で、第 1 種の区分の人と介護者	・普通乗車券 ・急行券(特別急行券、座席指定券は除く) ・定期券(本人が 12 歳未満の場合は介護者のみで、通勤定期乗車券)	5 割
	上記の手帳をお持ちの人で、第 2 種の区分の人の介護者 ※但し、手帳所持者本人が 12 歳未満の場合のみ	・定期券	5 割 ※介護者のみ

### ②バス運賃の割引 (大阪シティバスについては 33 ページ)

身体障がい者手帳または療育手帳を提示し、乗車券を購入してください。

乗車の形態	割引の対象	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	身体障がい者手帳または知的障がい者手帳をお持ちの人	・普通乗車券 ・回数券 (割引対象でない種類もあります)	5 割
		・定期券	3 割
障がい者本人が介護者とともに乗車する場合 (介護者は 1 名まで)	上記の手帳をお持ちの人で、第 1 種の区分の人と介護者	・普通乗車券 ・回数券 (割引対象でない種類もあります)	5 割
		・定期券	3 割



③Osaka Metro・大阪シティバス運賃の割引  
Osaka Metro（地下鉄・ニュートラム）

	乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
療育手帳をお持ちの 身体障がい者手帳または 療育手帳をお持ちの人	障がい者本人が介護人と同時に同区間の乗車券を購入し、乗車する場合に限る	第1種の区分の大人・小児と介護人	普通券 定期券 回数カード	5割
		第2種の区分の小児と介護人		

大阪シティバス

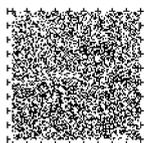
	乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
療育手帳をお持ちの 身体障がい者手帳または 療育手帳をお持ちの人	障がい者本人が単独で乗車する場合、及び介護人と同時に同区間の乗車券を購入し、乗車する場合	第1種の区分の大人・小児と介護人	・大人 現金 定期券 回数カード ・小児 現金 回数カード	5割
		第2種の区分の小児と介護人		
	障がい者本人が単独で乗車する場合	第2種の区分の大人・小児	・大人 現金 定期券 ・小児 現金 回数カード	

※小児とは、障がい者本人が12歳未満の場合

※乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。バスの場合は、降車時にも提示が必要です。

※介護人と共に乗車する場合は、介護人は1名まで割引。ただし、本人が車いすを使用する場合は、介護人2名まで割引

問い合わせ先 Osaka Metro・シティバス案内コール  
(営業時間 8時～21時 年中無休)  
TEL 06-6582-1400 FAX 06-6585-6466



#### ④タクシー運賃の割引

身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている人は、乗務員に手帳を提示することで運賃が1割引となります。(一部のタクシーについては適用がありません。)

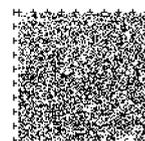
#### ⑤航空運賃の割引

適用航空会社	割引率	割引の対象者
・日本航空 ・全日空 他各航空会社	各航空会社によって異なります。	身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているご本人と介護者1名 ※精神障がい者保健福祉手帳については、顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものが必要です

◇割引適用が無い路線もあります。詳細は各航空会社へお問い合わせ下さい。

#### ⑥船舶運賃の割引

船舶運賃の旅客運賃も、JRと同様の割引がされる場合があります。詳しくは各事業者にお問い合わせ下さい。



⑦有料道路の通行料金の割引（通行料金の半額）

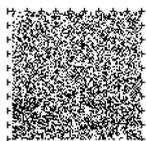
対象者	①身体障がい者本人が運転する場合 ②重度の身体障がい者または重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合（重度の身体障がい者、重度の知的障がい者は、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」における第1種障がい者と同範囲です。）	
対象車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用乗用車（自動二輪車を含む）</li> <li>・貨物自動車については、物品積載設備と乗車設備とが兼ねられているライトバン等に限る</li> <li>・特殊用途自動車のうち、身体障がい者輸送車等</li> </ul> 事前登録された車がやむを得ず使用できない場合は、登録以外の車も利用できますが、料金所での障害者手帳の提示が必要です。また、タクシーや福祉車両も利用できますが、定員10人を超える車や業務用の車は除かれます。	
車の所有者	障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族 ただし、②の場合は障がい者を継続して日常的に介護をしている者は可 ※いずれも、所有者の氏名が個人名義の車に限ります。	
申請手続	E T C利用の場合 ※マイナポータル連携によるウェブ申請も可能	①手帳 ②自動車検査証 ③運転免許証（障がい者本人が運転する場合） ④本人名義のE T Cカード ⑤E T C車載器セットアップ申込書（証明書） を持参の上、市役所障がい福祉課へ申請
	E T C利用しない場合	①手帳 ②自動車検査証 ③運転免許証（障がい者本人が運転する場合） を持参の上、市役所障がい福祉課へ申請
※③について、マイナ免許証の場合はマイナポータル又はマイナ免許証読取りアプリで顔写真表示の免許証画面の提示をしてください。		
利用方法	料金支払の際、割引証明が記載された手帳を提示。E T C利用の場合は有料道路事業所から通知が届くまで料金所で手帳を提示してください。	

※更新申請・変更申請について

新規登録後、おおむね2年毎の更新が必要です。更新申請は、割引有効期限の2ヶ月前から行うことができます。更新申請を行わずに割引有効期限を経過した場合には、障がい者割引は受けられず通常料金の支払いとなります。

なお、更新・変更の手続きにおいては、必要書類を省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◇問い合わせ先 有料道路E T C割引登録係 Tel 045-477-1233



## [ 6 ] 映画館・演芸場の割引

大阪興業協会加入の映画館・演芸場において、割引を行っています。券売り場で手帳を提示してください。

◇問い合わせ先 生活衛生同業組合大阪興業協会 TEL 06-6632-3811

## [ 7 ] 府営公園の有料施設等使用料の減免

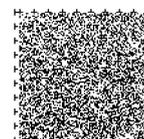
あらかじめ、所定の使用許可申請書等を提出していただく場合があります。詳しくは、各公園管理事務所へお問い合わせ下さい。

施設名	問い合わせ先 (公園管理事務所)	施設名	問い合わせ先 (公園管理事務所)
服部緑地	TEL : 06-6862-4945	錦織公園	TEL : 0721-24-1506
箕面公園	TEL : 072-721-3014	大泉緑地	TEL : 072-259-0316
寝屋川公園	TEL : 072-824-8800	浜寺公園	TEL : 072-261-0936
山田池公園	TEL : 072-851-4761	住吉公園	TEL : 06-6671-2292
深北緑地	TEL : 072-877-7471	住之江公園	TEL : 06-6685-9521
枚岡公園	TEL : 072-981-2516	りんくう公園	TEL : 072-469-7717
久宝寺緑地	TEL : 072-992-2489	二色の浜公園	TEL : 072-422-0442
長野公園	TEL : 0721-62-2772	蜻蛉池公園	TEL : 072-443-9671
石川河川公園	TEL : 072-956-1900	せんなん里海公園	TEL : 072-494-2626
泉佐野丘陵緑地	TEL : 072-467-2491		

## [ 8 ] 携帯電話基本料金の割引

携帯電話を利用されている障がい者に対して、携帯電話各社が、基本料金の割引等のサービスを始めています。割引内容や、割引率は各社によって違います。他の割引やサービスとの併用ができない場合もあります。

また、携帯電話各社からのご案内などありませんので、最寄りの各携帯電話サービスショップなどへお問い合わせください。

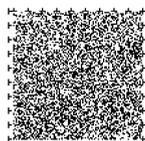


## [ 9 ] NHK放送受信料の減免

区分	免除	内容	備考
NHK放送受信料の減免	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり世帯全員が市民税非課税の場合</li> </ul>	福祉事務所長の証明が必要です。詳細はNHK ふれあいセンター (TEL : 0570-077-077) (Fax:045-522-3044) または市役所障がい福祉課 (TEL : 0721-25-1000 内線 192・193) にお問い合わせください。
	半額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者の場合</li> <li>・1・2級の重度の身体障がい者が世帯主で受信契約者の場合</li> <li>・重度の知的障がい者が世帯主で受信契約者の場合</li> <li>・1級の重度の精神障がい者が世帯主で受信契約者の場合</li> </ul> <p>※半額免除のみ、マイナポータル連携によるウェブ申請も可能です。</p>	

## [10] 点字郵便物の無料扱い等

区分	免除	内容	備考
点字郵便物	無料	点字のみを内容とする郵便物	詳しくは郵便局窓口まで
点字ゆうパックの減額	特別割引料金	点字郵便物として差し出せない大型のものをゆうパックにする場合	
聴覚障がい者用ゆうパックの減額	特別割引料金	聴覚障がい者と日本郵便が指定する施設との間で利用する場合	



## [11] 重度障がい者タクシー料金補助

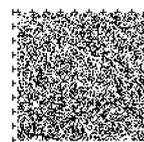
在宅の重度障がい者（児）に対し、タクシー料金の一部を補助します。

- ◇対象者 本市に居住する在宅の重度身体障がい者（身体障がい者手帳1・2級）、重度知的障がい者（療育手帳のA判定）及び重度精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級）  
ただし施設入所者の人は対象になりません。
- ◇補助額 普通タクシー利用の場合は基本料金相当額  
リフト付きタクシー利用の場合は大型タクシー基本料金相当額  
利用券の枚数は月3枚（年間36枚）  
ただし、本市が契約しているタクシー会社に限りです。
- ◇申請手続 該当される障がい者手帳をご持参ください。
- ◇利用方法 利用券に必要事項をご記入のうえ、手帳を提示し乗務員に利用券をお渡しください。
- ◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線192・193）

## [12] 障がい者自動車運転免許取得金補助

運転免許を取得するために自動車教習所において、要した費用の一部を補助します。

- ◇対象者 身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの人、または身体障がい者手帳3級以上もしくは療育手帳の判定がA・B1の障がい者（児）の通園・通学・通所のために普通運転免許を取得した保護者
- ◇申請手続 普通運転免許取得後、9ヶ月以内に手帳・運転免許証の写し・教習所を修了したことを証するもの・教習所の支払いが確認できるもの・預金通帳をご持参のうえ市役所障がい福祉課へ申請してください。
- ◇支給額 100,000円（1人または1世帯1回限り）
- ◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線194・195）



## [13] 身体障がい者自動車改造費補助

身体障がい者が社会参加等のために自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある場合に、改造経費を補助します。

◇対象者 身体障がい者手帳を所持し、自らが所有し運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある者で、運転免許証に運転できる自動車等の種類を限定する旨の条件を附されている人（所得制限があります。）

再度の申請にあつては、補助申請の日から過去5年間に本事業または本事業と類似の事業により交付を受けた人は除かれます。

◇申請手続 身体障がい者手帳・運転免許証・見積書・車検証・所得証明書をご持参のうえ市役所障がい福祉課へ申請してください。

（注意）自動車を改造する前に申請が必要です。改造後の申請は、補助の対象になりませんので、ご注意ください。

◇補助額 100,000円（限度額）

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線 194・195）

## [14] 上下水道料金の軽減制度

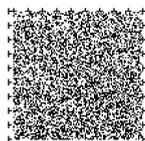
重度身体障がい者（児）または重度知的障がい者（児）がおられる世帯を対象に、上下水道料金の基本料金を軽減します。

◇対象世帯 重度の身体障がい者（身体障がい者手帳1・2級）または重度の知的障がい者（療育手帳のA判定）がおられる一般家庭（一般家庭口径40ミリ未満の給水装置に限ります。）

◇申請手続 身体障がい者手帳または療育手帳をご持参のうえ富田林水道お客様センターへ申請してください。

◇軽減額 ・水道料金の基本料金の2分の1  
※ 水道料金の軽減制度は、令和9年3月31日をもって終了します。  
・下水道使用料の基本料金の2分の1

◇問い合わせ先 富田林水道お客様センター（地下1階） TEL 0721-20-6400



## [15] 重度障がい者等住宅改造費補助

在宅の重度身体障がい者（児）または在宅の重度知的障がい者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成します。

◇対象世帯 本市に居住する65歳未満の在宅の重度の身体障がい者（身体障がい者手帳1・2級、下肢・体幹機能障がいは3級を含む。）、または重度の知的障がい者（療育手帳のA判定）に該当し、かつ心身の状況等によって住宅改造が必要な者が属する世帯

なお、前年度分所得税額（1～6月の申請については前々年度分所得税額）が70,000円を越える世帯は対象となりません。

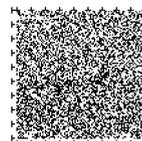
◇申請手続 手帳・工事前の写真・工事箇所の図面・所得を確認できるもの・見積書・借家の場合は貸主の改造承諾書をご持参のうえ、市役所障がい福祉課へ申請してください。

◇補助額 1,000,000円（限度額）

所得税額により補助額は変わります。

（注意）改造後の申請及び新築・増築の場合は補助の対象となりません。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 Tel 0721-25-1000（内線194・195）



## 5. 日常生活の援助（介護・指導・訓練・社会活動）

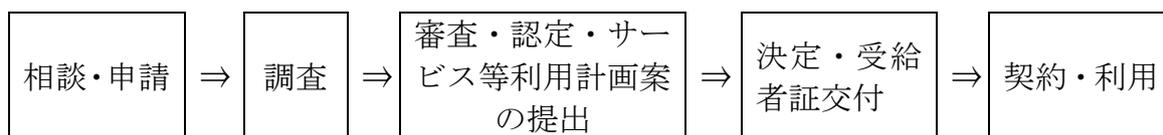
### [1] 介護給付・訓練等給付等

障がいのある人や難病患者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、居宅や施設におけるサービスの支給を受けることができます。

◇費用 サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められています（地域相談支援・計画相談支援を除く）。またサービスの種類によっては、食費や光熱水費などの実費分が必要となります。

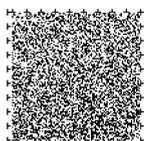
◇申請手続 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、医師の診断書、所得や収入が確認できるもの、個人番号カードが必要です（個人によって必要なものが異なりますので、個別にご相談ください）。

※介護保険対象者は、介護保険制度でのサービスが優先されます。



#### ◇サービス種類

介護給付 ※障がい支援区分の認定を必要とします（障がい児を除く）	
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常時介護を必要とする人に対して、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けられるサービス。
行動援護	行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援。行動上著しい困難のある人が対象となります。
重度障がい者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援。常に介護を必要とする人を対象とします。
短期入所	短期の入所による介護サービス。介護者が病気の場合などに利用できます。
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。



介護給付	※障がい支援区分の認定を必要とします（障がい児を除く）
生活介護	主に日中、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動及び生産活動などのサービス。
施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるものをいいます。

訓練等給付	※障がい支援区分の認定を必要としません
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練が受けられます。
就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。有期のプログラムにより、職場実習などの訓練が受けられます。
就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な人を対象とする継続的な就労支援。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者に対して、就労の継続をするための相談支援等を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、支援を行います。
自立生活援助	居宅で自立した日常生活を営むために、訪問等による相談や関係機関との連絡調整等の必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談その他日常生活の援助。※介護サービスを利用する場合は、障がい支援区分の認定が必要です。

地域相談支援	※障がい支援区分の認定を必要としません
地域移行支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、単身生活に移行した障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性上生じた様々な事態に相談支援を行います。

計画相談支援	※障がい支援区分の認定を必要としません
障がいのある人の自立した生活を支え、適切なサービス利用につなげるため、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、サービス等利用計画を作成します。また、ご本人、ご家族、サービス事業所等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直し（モニタリング）を行います。	

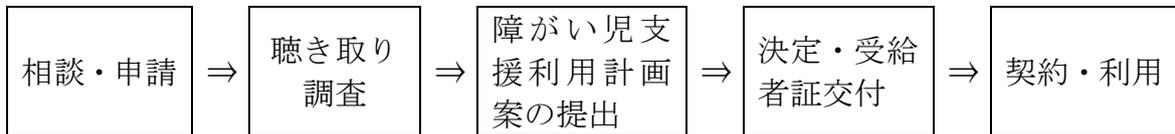
◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 Tel 0721-25-1000 (内線 194・195)

## [ 2 ] 障がい児通所給付

障がいのある児童が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設等におけるサービスの支給を受けることができます。

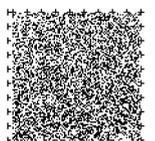
◇費用 サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められています（一部対象者は幼児教育無償化の対象）。またサービスの種類によっては、食費や光熱水費などの実費分が必要となります。

◇申請手続 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、医師の診断書、所得や収入が確認できるもの、個人番号カードが必要です（個人によって必要なものが異なりますので、個別にご相談ください）。



### ◇サービス種類

障がい児通所給付	
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。



## 障がい児相談支援

障がいのある児童が障がい児通所支援の給付決定前または給付決定の変更前に、計画相談支援（42 ページ）と同様に支援を行い、連絡調整等を行います。また、給付決定後についても、計画相談支援（42 ページ）と同様に支援を行います。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線 194・195）

## 〔3〕地域活動支援センター

地域活動支援センターでは、地域の実情に応じた創作的活動または生産的活動の機会等の提供を行い、自立した日常生活や社会活動を営むことができるよう支援します。

◇費用 無料

◇問い合わせ先 地域活動支援センターときわぎ TEL 0721-25-1050

地域活動支援センター紙ひこうき TEL 0721-51-3407

## 〔4〕移動支援

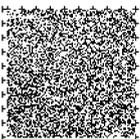
在宅の身体障がい（全身性障がい）、知的障がいまたは精神障がい者（児）の外出時にガイドヘルパーを派遣し、円滑な移動の支援を受けることができます。

◇費用 原則、サービス利用費用の1割が必要となりますが、利用者負担の軽減を図るため、所得に応じて月額上限額が決められています。

◇申請手続 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳・所得や収入が確認できるもの、個人番号カードが必要です。  
※他市支援のグループホーム等入居者は対象外となります。

相談・申請 ⇒ 聴き取り調査 ⇒ 決定・受給者証交付 ⇒ 契約・利用

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線 194・195）



## [5] 日中一時支援

介護する人の病気などによって、日中の一時的な支援が必要な人に、サービス提供を行います。

◇費用 原則、サービス利用費用の1割が必要となりますが、利用者負担の軽減を図るため、所得に応じて月額上限額が決められています。

◇申請手続 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳・所得や収入が確認出来るもの、個人番号カードが必要です。



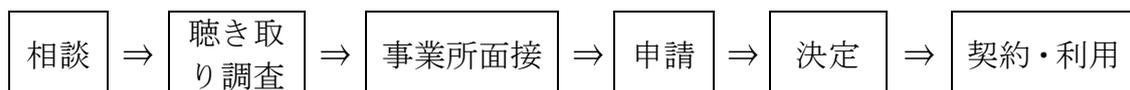
◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 194・195)

## [6] 障がい児（者）ライフサポート推進

障がい児（者）の通学・通所の支援や保護者の病気等による緊急的な宿泊対応のサービス提供を行います。

◇費用 原則、サービス利用料の25%が必要となります。

◇申請手続 身体障がい者手帳や、療育手帳等、所得や収入が確認出来るものがが必要です。



◇問い合わせ先 特定非営利活動法人ハッピーまどか TEL090-6758-3637

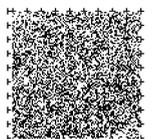
## [7] 障がい者グループホーム移行支援

グループホームでの生活を望む在宅の知的障がい者に対し、適切な日常生活訓練及び集団生活に関する指導を行います。

◇対象者 本市に居住する18歳以上の在宅の知的障がい者で、昼間活動の場を有していてグループホームでの生活が見込める人

◇費用負担 食費相当の費用

◇利用期間 1年以内



◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 434・435)

## [ 8 ] 訪問入浴サービス

自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者等に対し、移動入浴車による訪問入浴サービスを行っています。

◇対象者 下肢または体幹機能障がい1・2級の在宅の身体障がい者または同等の状態にあると認める難病患者で、家族の支援や他のサービスを受けても、在宅で入浴できない人

◇利用料金 世帯の所得状況に応じて負担が異なります。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 194・195)

## [ 9 ] 福祉事務所におけるファックス設置

聴覚・言語障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段として、福祉事務所にファックスを設置しています。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 192・193)  
FAX 0721-25-3123

## [10] 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚・言語障がい者が、官公庁・学校などの公的機関等に行く場合や医療機関への通院時、または学習活動等への社会参加時に、コミュニケーションを円滑に図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣しています。

◇利用方法 事前に申し込みが必要です。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 192・193)  
FAX 0721-25-3123  
公益社団法人大阪聴力障害者協会  
TEL 06-6761-1394  
FAX 06-6768-3833





## [12] スポーツ施設の利用・参加等

障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動のための拠点施設として、次の施設が設置されています。障がい者の利用を配慮した種々の設備を備えており、無料（専用使用等一部有料）で利用できます。

### ◎大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）

◇所在地 堺市南区城山台5-1-2（泉北高速 光明池駅）  
TEL 072-296-6311  
FAX 072-296-6313

◇利用方法 個人 ⇒ 利用当日、障がい者手帳を持参  
専用 ⇒ あらかじめ所定の利用申込書を提出

◇使用料 個人 ⇒ 障がい者とその介護者1名は無料  
専用 ⇒ 有料（ただし、障がい者団体等の場合は減額）

水泳・卓球・フライングディスク・アーチェリー等のスポーツ教室も開催されています。

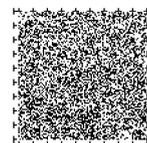
### ◎大阪市長居障がい者スポーツセンター

◇所在地 大阪市東住吉区长居公園1-3-2（地下鉄・JR 長居駅）  
TEL 06-6697-8681  
FAX 06-6697-8613

◇利用方法 個人 ⇒ 利用当日、利用カードや障がい者手帳を受付で提示  
専用 ⇒ あらかじめ所定の利用申込書を提出  
（予約は3ヶ月前から）

◇使用料 個人 ⇒ 府内居住の障がい者と障がいの程度によりその介護者1名は無料  
専用 ⇒ 構成員の半数以上が市内及び府下居住の障がい者の場合は無料

※その他、利用の詳細は各施設へお問い合わせください。





## [14] 駐車禁止除外指定車標章の交付

歩行が困難な身体障がい者、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者の本人に対して、申請により「駐車禁止除外指定車標章」が交付されます。

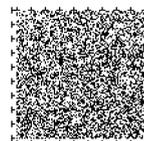
### ◇交付基準等級表

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び <u>4級の1</u> 4級1：視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下の者
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、 <u>2級の1</u> 及び <u>2級の2</u> 2級1：両上肢の機能の著しい障がい 2級2：両上肢のすべての指を欠く者
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓・じん臓機能障がい		1級及び3級
呼吸器機能障がい		1級及び3級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
知的障がい者		重度（A）
精神障がい者		1級
色素性乾皮症患者		等級指定なし
戦傷病患者		等級指定なし

◇申請手続 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の他に、自動車運転免許証や健康保険証など身分の確認できる書類、印鑑のご用意と、本人の手続き窓口への同行が必要です。

本人の同行が困難な場合は、下記問い合わせ先に確認のうえ、必要書類を準備し手続きを行ってください。

◇問い合わせ先 富田林警察署交通課 Tel 0721-25-1234

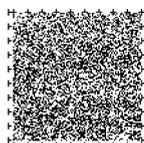


## [15] 大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける「車いす使用者用駐車区画」・「ゆずりあい駐車区画」をご利用いただくための利用証が、申請により交付されます。

### ◇交付対象者及び利用証の有効期間

区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	身体障がい者手帳	5年間	
	聴覚障がい	3級以上			
	平衡機能障がい	5級以上			
	上肢不自由	2級以上			
	下肢不自由	6級以上			
	体幹不自由	5級以上			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓・じん臓機能障がい	4級以上			
	呼吸器機能障がい	4級以上			
	肝臓機能障がい	4級以上			
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	4級以上			
	小腸機能障がい	4級以上			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上				
知的障がい者	重度（A）	療育手帳			
精神障がい者	1級	精神障がい者保健福祉手帳			
難病患者	障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者	特定医療費（指定難病）受給者証又は医師の診断書等、疾病名を確認できるもの及び身分証明書			
上記の他に、高齢者・妊産婦・けが人など対象となる場合があります。交付要件・必要書類・有効期間など、詳細についてはお問い合わせください。					



#### ◇申請手続

申請書に必要事項を記入し、必要書類の写し（氏名・住所・交付要件に該当する旨の記載があるところ）を添付し、利用証を郵送するための切手（140円）を同封して、下記申請先へ郵送してください。

申請書は、大阪府のホームページからダウンロードできます。

更新申請時には、現在お持ちの利用証をあわせてご返却ください。

#### ◇問い合わせ・申請先

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

Tel 06-6944-2362 Fax 06-6942-7215

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

## [16] 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がいがある人については、自宅などの現在いる場所で投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法で投票する制度があります。

身体障がい者手帳をお持ちの人で、この制度の対象となる方は以下のとおりです。

身体障がい者手帳の記載内容	等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級及び2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級及び3級
免疫・肝臓の障がい	1級から3級までの各級

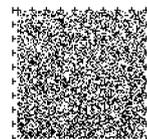
上記の表に該当し、かつ、自ら投票の記載をすることができず、下記の表に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。（代理投票制度）

身体障がい者手帳の記載内容	等級
上肢の障がい	1級
視覚の障がい	1級

これらの方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。申請は、随時受け付けています。

※重度の障がいの内容によっては、この制度の対象になる場合がありますので障がい福祉課へご確認ください。

◇問い合わせ先 富田林市選挙管理委員会 Tel 0721-25-1000（内線 9506・9508）



## [17] 視覚障がい者用「府政だより」等の発行

視覚障がいの人に大阪府の施策・行事をお知らせするために、点字版、拡大版及び音声版による「府政だより」が発行されています。

◇問い合わせ先 大阪府府民お問合せセンター TEL 06-6910-8001

## [18] 視覚障がい者用「広報とんだばやし」の発行

視覚障がいの人に富田林市の施策・行事をお知らせするために、点字版、音声版による「広報とんだばやし」を発行しています。

◇問い合わせ先 市役所都市魅力課 TEL 0721-25-1000 (内線 326)

## [19] 対面朗読サービス

府立中央図書館 (TEL 06-6745-0170) では、視覚障がい者のための対面朗読室を設け、希望図書の朗読を行っています。

また、富田林市立図書館では、ボランティアの協力を得て、視覚障がい者のために希望図書の対面朗読を行っています。また、金剛図書館では活字読み上げ機の利用もできます。

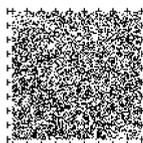
◇問い合わせ先 富田林市中央図書館 TEL 0721-25-4921  
金剛図書館 TEL 0721-28-1171

## [20] 声の図書、点字図書等の発行・貸出

視覚障がい者のために、声の図書、点字図書等の発行・貸出が行われています。

◇問い合わせ先  
大阪府視覚障がい者支援センター点字図書館 TEL 06-6748-0611  
TEL 06-6748-0609 (貸出専用)  
社会福祉法人 日本ライトハウス情報文化センター TEL 06-6441-0139  
大阪市立早川福社会館 TEL 06-6622-0122  
富田林市中央図書館 TEL 0721-25-4921 金剛図書館 TEL 0721-28-1171

なお、点字図書の給付については、市役所障がい福祉課で行っています。







## [27] 車いすの貸出

車いすが必要なとき、一時的（10日間以内）にお貸しします。

◇費用 無料

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線192・193）

## [28] 障がい者の各種文化活動の場として

障がい者の各種文化活動等のため、手軽にご利用いただける会議室、ホールなどを備えています。

◇問い合わせ先 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター  
TEL 06-6748-0588  
FAX 06-6748-0589

## [29] 音声機能障がい者発声訓練教室

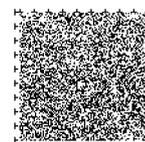
咽頭を摘出し、発声機能を喪失した人を対象に、定期的に発声訓練教室が行われています。

◇問い合わせ先 公益財団法人 阪喉会 TEL 06-6444-1321  
Fax06-6444-1432

## [30] 吃音教室

吃音に悩む人を対象に、講習会が定期的に行われています。

◇問い合わせ先 大阪スタタリングプロジェクト TEL 072-820-8244



## [31] 人工肛門、人工膀胱造設者のために

人工肛門、人工膀胱のストーマ用装具の装着者を対象に、装具の使用等について講習会が行われています。

◇問い合わせ先 日本オストミー協会 大阪府支部 TEL 080-9470-8690

## [32] ヘルプマークの配布

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

◇対象者

義足や人工関節を使用されている人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人。

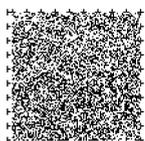
◇配布場所

市役所障がい福祉課または金剛連絡所

◇配布方法

ご利用になる人の申し出により、窓口でお渡しします。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000 (内線 192・193)  
大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課  
TEL 06-6941-0351



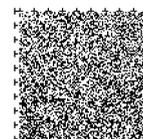
## [33] 福祉住宅への入居

身体障がい者（児）・知的障がい者（児）等で住宅に困っている人を対象に、府営住宅に専用の枠を設けて募集が行われています。

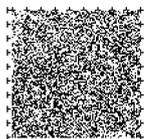
また、車いす常用の重度身体障がい者（児）が住みやすいように、トイレ等に手すりを付けた車いす常用者世帯向け住宅もあります。

- ◇募集時期 年6回（4・6・8・10・12・2月）  
※「車いす常用者世帯向け住宅」も同時に募集します。
- ◇申込資格 申込者もしくは同居しようとする親族に、募集期間の末日時点で身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けた人がおられる世帯（収入制限等があります。）
- ◇申請手続 募集時期に申請用紙を下記場所にて配布します。
- ・大阪府庁
  - ・各府営住宅指定管理者事務所
  - ・各府民お問合せセンター情報プラザ（府税事務所内）
  - ・各市区町村の住宅担当課等
  - ・大阪市立住まい情報センター（住情報プラザ）（休館日：火・祝日の翌日）
- ◇問い合わせ先 ご希望の地域を所管している窓口へお問合せください。

希望される地域	お問合せ・申込み窓口
豊中市内・池田市内・吹田市内・箕面市内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター TEL：06-6155-2780
高槻市内・茨木市内・摂津市内・島本町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅高槻管理センター TEL：072-685-1091
枚方市内（村野住宅を除く）・大東市内（大東朋来住宅及びペア大東朋来住宅を除く）・四條畷市内・交野市内の府営住宅	近鉄住宅管理株式会社 大阪府営住宅枚方管理センター TEL：072-861-1090
大東朋来住宅及びペア大東朋来住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅大東朋来管理センター TEL：072-800-6141



希望される地域	お問合せ・申込み窓口
守口市内・寝屋川市内・門真市内の府営住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅寝屋川管理センター TEL：072-812-2860
東大阪市内の府営住宅	近鉄住宅管理株式会社 大阪府営住宅布施管理センター TEL：06-6789-0321
八尾市内・松原市内・柏原市内・羽曳野市内・藤井寺市内・富田林市内・河内長野市内・大阪狭山市内の府営住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅藤井寺管理センター TEL：072-930-1090
堺市（南区を除く）内・泉大津市内・和泉市内・高石市内・忠岡町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅堺東管理センター TEL：072-221-0109
堺市南区（泉北ニュータウン）内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 泉北管理センター TEL：072-290-6070
岸和田市内・貝塚市内・泉佐野市内・泉南市内・阪南市内・熊取町内・田尻町内・岬町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅泉佐野管理センター TEL：072-458-2850
村野住宅（枚方市）	日本管財株式会社 大阪府営住村野管理センター TEL：072-807-6755



## [34] 障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」の利用について

「ミライロ ID」は、障がい者手帳を所有している人を対象とした民間会社が開発したスマートフォンアプリです。ユーザーは、アプリに障がい者手帳の情報、使用している福祉機器、必要としているサポートなどの内容を登録し、施設などを利用する際にアプリの画面を提示することで、割引を受けたり必要なサポートを提示することができます。割引の対象となる施設は、アプリ内で確認することもできます。

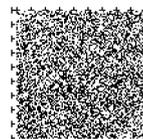
※利用の際は、予め障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」を事前にスマートフォン等にインストールし、必要事項のご登録をお願いいたします。

アプリの利用方法等については、株式会社ミライロのホームページ [ <https://mirairo-id.jp/> ] をご確認ください。

下記の施設でご利用料金の減免にお使いいただけます。

すばるホール・市民総合体育館・総合スポーツ公園・市民プール・旧杉山家住宅・ケアセンター

ご利用の際に、アプリの画面をご提示ください。



## [35] 電話リレーサービス

「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある人ときこえる人を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。

### ◇登録方法

登録方法はアプリまたは郵送になります。手順は以下のとおりです。なお、以下のご登録手続きにて一般通話、緊急通話のどちらもご利用いただけます。郵送による申請を希望の方は下記カスタマーセンターまでお問い合わせください。

(1) アプリをインストール

(2) アプリを起動して、通知許可確認画面で通知を許可、新規登録をタップしてください。以下、アプリの指示に従い、必要事項の入力、本人確認書類の添付などを行ってください。

支払い方法を選択する項目もありますので、必要な情報を入力してください。

(3) すべての項目を入力し、登録が完了すると、登録申請完了のプッシュ通知が届き、その後、申請が承認されると登録完了通知がとどきます。

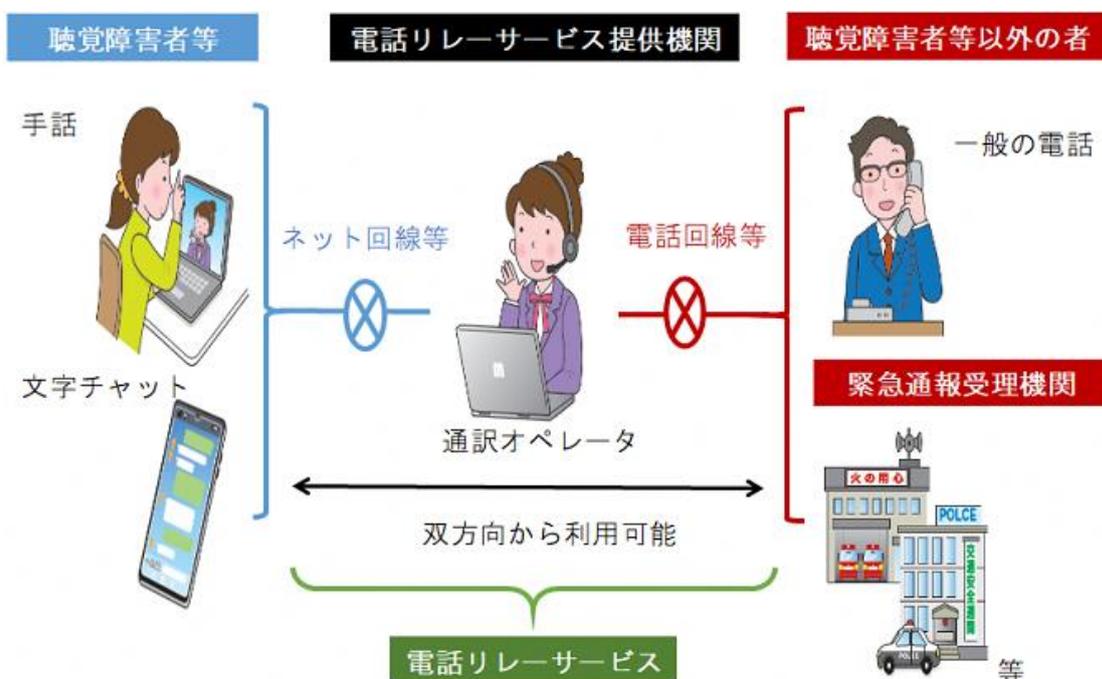
### ◆利用登録についてのお問い合わせ

電話リレーサービスカスタマーセンター

【手話・文字チャット】9:30～17:00(年末年始を除く)

<https://nftrs.or.jp/contact/>

【FAX】03-6275-0913



## 6. 学校・就職等の相談・支援

### [1] 支援学校・支援学級

障がいのある児童・生徒は、大阪府立支援学校（視覚支援学校、聴覚支援学校、知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校、病弱支援学校）、地域の小・中学校の支援学級、通級指導教室など、一人ひとりの状況に応じた教育の場で学んでいます。

肢体不自由支援学校、病弱支援学校在籍者で、通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に関しては、支援学校の教員が家庭や児童福祉施設、医療機関等を訪問し、指導する「訪問教育」があります。

◇問い合わせ先 市役所教育指導室 TEL 0721-25-1000（内線 363）

### [2] 支援学校・支援学級への就学奨励費の支給

支援学校及び小・中学校の支援学級に就学している児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が支給されています。

◇問い合わせ先 就学先の各学校  
支援学級在籍の場合 市役所教育指導室 TEL 0721-25-1000（内線 364）

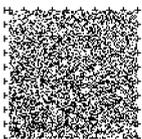
### [3] 富田林市支援学校就学扶助費の支給

富田林市に在住し、市内もしくは市外の支援学校に就学している児童・生徒のいる保護者を対象に、就学に関わる費用の一部を支援しています。（支援学校特別支援教育就学奨励費とは別の制度です。）

### [4] 就労支援センター

障がい者・ひとり親家庭の保護者及び中高年者等を対象に、就労支援コーディネーターが就労の様々な問題について相談に応じています。

◇問い合わせ先 一般社団法人富田林市人権協議会 TEL 0721-24-3700





## 7. 各種相談

### [1] 障がい者相談支援

障がい者等からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な情報の提供や助言等を行います。(相談に要する費用は無料)

次の事業所で、地域における総合的かつ専門的な相談支援を実施しています。また、就労や雇用の支援を併せて実施しています。

○ 障がい者基幹相談支援センター（障がい者雇用センター）

主に第1圏域（喜志中学校、第一中学校区）

◇聖徳園みどりの風（社会福祉法人 聖徳園）

住所：富田林市川向町6番31号

TEL 0721-26-8627 FAX 0721-26-8628

主に第2圏域（第二中学校、第三中学校区）

◇つじやま相談室（社会福祉法人 いずみ野福社会）

住所：富田林市大字廿山20番地7

TEL 0721-28-5311 FAX 0721-40-1513

主に第3圏域（金剛中学校、葛城中学校、藤陽中学校、明治池中学校区）

◇四天王寺悲田富田林苑（社会福祉法人 四天王寺福祉事業団）

住所：富田林市向陽台1丁目3番20号

TEL 0721-29-0500 FAX 0721-29-0282

次の事業所でも相談支援を実施しています。

○ 障がい者相談支援センター

◇ピーチネット（社会福祉法人 桃花塾）

住所：富田林市大字喜志2067番地

TEL・FAX 0721-24-8626

◇地域活動支援センターときわぎ（NPO法人 あい）

住所：富田林市昭和町2丁目2番6号

TEL・0721-25-1516 FAX 0721-25-1095

◇アプローチ寺池（NPO法人 次世代育成・少子化対策研究会）

住所：富田林市寺池台2丁目12番8号

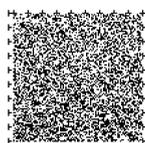
TEL・FAX 0721-29-8655

※市役所障がい福祉課内にも出張相談窓口を開設していますので、お気軽にご利用ください。

◇開設時間 市役所開庁日の午前9時15分～午後5時

◇問い合わせ先

障がい者基幹相談支援センター TEL0721-25-1000（内線162）



## [2] 専門的な相談

### ① 大阪府障がい者自立相談支援センター

(身体障がい者支援課)

TEL 06-6692-5262

身体障がい者及び難病患者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導を行うとともに、高次脳機能障がいに関する相談に応じています。

なお、補装具費支給判定及び適合判定が必要で障がいの状況や地理的理由により、直接行くことができない人のために、次のとおり巡回相談（要予約）を行っています。

◇実施日時 偶数月の第3火曜日午後2時～3時30分

◇実施場所 人権文化センター

◇申し込み 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線194・195）

(知的障がい者支援課)

TEL 06-6692-5263

ここでは、医師・心理判定員・ケースワーカー等の専門職員が、知的障がい者一人ひとりの状況に応じて、各種相談について助言・指導を行っています。

### ② 大阪府富田林子ども家庭センター TEL 0721-25-1131

身体障がい児・知的障がい児について専門的・総合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続き等を行っています。

### ③ 大阪府富田林保健所 TEL 0721-23-2681

母子保健（身体障がい児・小児慢性特定疾患児の養育・療養等）に関すること、指定難病及び特定疾患に関すること、精神保健福祉に関することの相談・助言を行っています。

### ④ あいあいねっと TEL 06-6191-9500

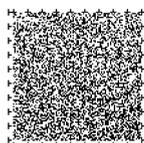
知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が十分でない方や関係者のために、相談、日常生活自立支援事業、啓発、情報提供などを行っています。

## [3] 民生委員・児童委員への相談

各地域において心配ごと、悩みごとの相談にのり、相談内容に応じて適切な各関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

◇地域の民生委員・児童委員、または市役所増進型地域福祉課

TEL 0721-25-1000（内線275）



## [ 4 ] 身体障がい者相談員への相談

身体障がい者（児）の身近な問題について、各種相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、福祉事務所・子ども家庭センター・障がい者自立相談支援センター等関係機関の業務に対する協力を行い、地域活動の中心となって身体障がい者福祉の増進を図っていただいています。

◇地域の身体障がい者相談員、または市役所障がい福祉課

TEL 0721-25-1000（内線 192・193）

## [ 5 ] 知的障がい者相談員への相談

知的障がい者（児）の身近な問題について、各種相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、福祉事務所・子ども家庭センター・障がい者自立相談支援センター等関係機関の業務に対する協力を行い、地域活動の中心となって知的障がい者福祉の増進を図っていただいています。

◇地域の知的障がい者相談員、または市役所障がい福祉課

TEL 0721-25-1000（内線 192・193）

## [ 6 ] ろうあ者福祉指導員の設置

聴覚・言語障がい者の福祉の向上を図るため、手話通訳や日常・社会生活上の相談業務を行う、ろうあ者福祉指導員を設置しています。

◇問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線 193）

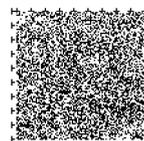
FAX 0721-25-3123

## [ 7 ] 避難行動要支援者名簿への登録

市では、高齢者や障がい者など自力で非難することが困難な方（避難行動要支援者）を把握し、地域の支援者に情報を提供するため、避難行動要支援者名簿への登録を随時受け付けていますので、希望される人は申し出てください。

◇問い合わせ先 市役所増進型地域福祉課 TEL 0721-25-1000（内線 275）

FAX 0721-69-8194



## 8. 市の主な施設

施設名	所在地	電話	F A X
富田林市役所	常盤町 1 - 1	25-1000	25-9037
金剛連絡所	寺池台 1 - 9 - 1 5	29-1401	40-2001
Topic (きらめき創造館)	常盤町 1 6 - 1 1	26-8056	26-8058
市立 青少年スポーツホール	久野喜台 2 - 2	29-3778	—
市立 中央公民館	本町 1 6 - 2 8	24-3333	26-1966
市立 中央図書館	本町 1 6 - 2 8	25-4921	25-4932
市立 金剛公民館	高辺台 2 - 1 - 2	28-1121	29-5900
市立 金剛図書館	高辺台 2 - 1 - 2	28-1171	29-5900
市立 東公民館	山中田町 1 - 5 - 5 0	25-1772	26-1977
レインボーホール (市民会館)	粟ヶ池町 2 9 6 9 - 5	25-1117	24-5996
<small>とんぼる</small> TONPAL (多文化共生・人権プラザ)	若松町 1 - 9 - 1 2	24-0583	26-3612
市立 児童館	若松町 1 - 7 - 4 7	25-0666	26-3676
市立 学校給食センター	藤沢台 2 - 3 - 2	28-5211	28-6831
シルバー人材センター	西板持町 4 - 1 - 7	33-4567	33-4566
富田林消防署	甲田 1 - 7 - 1	23-0119	23-9913
富田林消防署金剛出張所	高辺台 2 - 1 - 1	29-0119	28-2118
甲田浄水場	甲田 2 - 1 2 - 4 4	24-1215	24-3366
総合福祉会館	宮甲田町 9 - 9	25-8261	25-8230
市民総合体育館	美山台 4 - 1	24-2265	25-1440
休日診療所	向陽台 1 - 3 - 3 8	28-1333	—
市立 保健センター	向陽台 1 - 3 - 3 5	28-5520	29-7760
旧杉山家住宅	富田林町 1 4 - 3 1	23-6117	—
寺内町センター	富田林町 1 5 - 4	—	—
じないまち交流館	富田林町 9 - 2 9	26-0110	26-0110
きらめきファクトリー	本町 1 9 - 8	24-5500	24-5500
すばるホール	桜ヶ丘町 2 - 8	25-0222	25-0550
総合スポーツ公園	佐備 2 4 6 7 - 1	35-2121	35-2122
富田林霊園	佐備 2 5 9 0 - 2 0	25-1000	—
富田林斎場	佐備 2 5 9 4 - 1 5	33-6200	33-6201
南河内環境事業組合	甘南備 2 3 4 5	33-6584	34-7980
ケアセンター (けあぱる)	向陽台 1 - 4 - 3 0	28-8600	28-8639
コミュニティセンター (かがりの郷)	南大伴町 4 - 4 - 1	20-6070	20-6075

